

公共の浴用に供する場合の温泉利用施設の設備構造等に関する基準新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>温泉法（昭和 23 年法律第 125 号。以下「法」という。）は、その目的の一つに温泉利用の適正化を図ることとしており、温泉を公共の浴用又は飲用に供しようとする者は、法第 15 条第 1 項に基づき、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に申請してその許可を受けなければならないとされている。</p> <p>温泉には種々の成分が含有されており、その利用方法あるいは温泉利用施設の管理等が適切でない場合において、人体に対して健康被害を与える場合がある。本基準は、総硫黄（硫化水素イオン、チオ硫酸イオン及び遊離硫化水素に対応するものをいう。以下同じ。）を 1 キログラム中、2 ミリグラム以上含有</p>	<p>（新規）</p>

する温泉を、法第 15 条第 1 項の規定による許可を受けて公共の浴用又は飲用に供し、又は供しようとする者（以下「温泉利用許可者」という。）が、硫化水素を原因とする事故を防止し、利用者の安全を確保するため、遵守すべき基準を示したものである。

都道府県知事及び法第 36 条第 1 項の規定に基づく政令で定める市又は特別区の長（以下「都道府県知事等」という。）においては、本基準に沿った適正な温泉利用が行われるよう、必要に応じて行政指導や行政処分を行うことが望ましい。このため、法第 15 条第 1 項の許可処分の判断の一要素として当該基準を参照するほか、本基準の遵守状況等を法第 34 条の報告徴収や法第 35 条第 1 項の立入検査により確認し、その結果等を

踏まえ、必要に応じて、行政指導や法 31 条第 1 項第 1 号の許可の取消し等を検討することも可能である。

#### 1 適用対象となる温泉

本基準の適用対象となる温泉は、1 キログラム中、総硫黄を 2 ミリグラム以上含有する温泉とする。

#### 2 温泉利用施設の構造

温泉利用許可者は、硫化水素を原因とする事故の防止のため、温泉を公共の浴用に供する施設を(2)及び(3)において示す設備構造等とすることにより、浴室（露天風呂の場合は、利用空間をいう。以下同じ。）内の空気中の硫化水素

#### 1 適用対象となる温泉

本基準の適用対象となる温泉は、1 キログラム中、総硫黄（硫化水素イオン、チオ硫酸イオン及び遊離硫化水素に対応するものをいう。以下同じ。）を 2 ミリグラム以上含有する温泉とする。

#### 2 温泉利用施設の構造

温泉利用許可者（温泉法（昭和 23 年法律第 125 号）第 13 第 1 項の規定による許可を受け、温泉を公共の浴用に供し、又は供しようとする者をいう。以下同じ。）は、硫化水素を原因とする事故の防止のため、温泉を公共の浴用に供する施

濃度を(1)に示す基準を超えないようにすること。

(1) 浴室内の空気中の硫化水素濃度

イ 浴槽湯面から上方 10cm の位置の濃度      20ppm

ロ 浴室床面から上方 70cm の位置の濃度      10ppm

(2) 換気孔等

イ 浴室内には常時開放できる換気孔又は換気装置（以下「換気孔等」という。）を設けること。また、換気孔等は、2か所以上設け、かつ、そのうち1か所は、浴室の床面と同じ高さに設けること。（別図1参照）

（削る）

設を次の設備構造等とすること。

（新規）

（新規）

（新規）

(1) 換気孔等

イ 浴室（露天風呂の場合は、利用空間をいう。以下同じ。）に換気孔又は換気装置（以下「換気孔等」という。）を設ける等により、浴室内の空気中の硫化水素の濃度が、次に掲げる数値を超えないようにすること。

(イ) 浴槽湯面から上方 10cm の位置の濃度      20ppm

(削る)

ロ 換気孔等を設けたにもかかわらず浴室内の空気中の硫化水素の濃度が(1)に定める数値を超える場合、源泉から浴室までの間にばっ気装置等を設け、浴室内の空気中の硫化水素濃度が(1)で示す濃度以下となるようにすること。

ハ 浴室には、硫化水素が局所的に滞留するような構造又は装置（ばっ気装置と同様の構造を持つ装置等）を設けないこと。

(3) 浴槽

イ・ロ (略)

(ロ) 浴室床面から上方 70cm の位置の濃度 10ppm

ロ 換気孔等を設けたにもかかわらず浴室内の空気中の硫化水素の濃度がイに定める数値を超える場合、源泉から浴室までの間に湯畑その他のばっ気装置等を設けることにより、温泉中の硫化水素の含有量を減少させ、浴室内の空気中の硫化水素の濃度がイに定める数値を超えないようにすること。

ハ 換気孔等は、2 か所以上設け、かつ、そのうち 1 か所は、浴室の床面と同じ高さに設けること。（別図 1 参照）

(2) 浴槽

イ・ロ (略)

### 3 浴室等の管理

温泉利用許可者は、利用者の安全を確保するため、浴室等において以下の内容を行うこと。

(1) (略)

(2) 濃度の測定

都道府県知事等が必要と認めるときは、浴室内の空気中の硫化水素濃度を検知管法又はこれと精度が同等以上の方法により、原則として毎日2回以上測定し、濃度に異常のないことを確認すること。なお、この測定のうち1回は、浴室利用開始前に行うこととし、測定場所は、浴室内において最も空気中の硫化水素濃度が高くなる地点（温泉注入口付近等）を含むこと。

### 3 浴室等の管理

温泉利用許可者は、利用者の安全を確保するため、浴室等において以下の内容を行うこと。

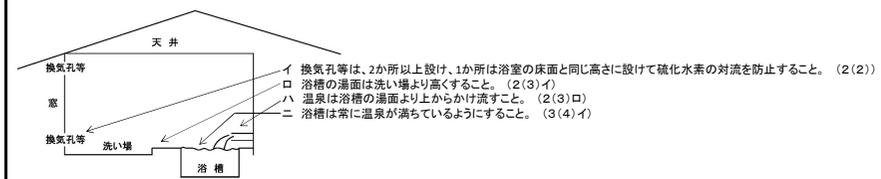
(1) (略)

(2) 濃度の測定

都道府県知事又は保健所を設置する市の市長（以下「都道府県知事等」という。）が必要と認めるときは、浴室内の空気中の硫化水素濃度を検知管法又はこれと精度が同等以上の方法により、原則として毎日2回以上測定し、濃度に異常のないことを確認すること。なお、この測定のうち1回は、浴室利用開始前に行うこと。

(3)・(4) (略)

別図1



(3)・(4) (略)

別図1

